

【ビジネスマスター・プラス（事業活動総合保険）】 商品改定のお知らせ

1. 約款改定のご案内

本パンフレットでご案内しているビジネスマスター・プラス（事業活動総合保険）は、2025年10月1日以降保険始期契約から「普通保険約款および特約」を改定します。主な内容を以下のとおりご案内しますので、ご確認のうえ、改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。詳細は「普通保険約款および特約」などをご確認ください。

改定内容	パンフレット該当ページ
工事用仮設備・工事用機械器具補償特約において、「金槌 ^{づち} 、鋸 ^{のこぎり} またはこれに類するもので電動ではないものおよび金型等」は補償対象物に含まないことを明確化します。（これらのものは所在場所により工事物ユニットまたは物損害ユニットで補償します。）	P.17、18
使用者賠償責任補償特約および傷害ユニットにおいて、「保険金をお支払いできない主な場合」として定めている「山岳登山」を行っている間の事故について、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含まないことを明確化します。	P.37、52
賠償ユニット、メディカル・マスター特約、弁護士費用等補償特約などにおいて、「保険金をお支払いできない主な場合」として定めている「麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等」の使用または影響による事故について、それらの薬物に指定薬物（いわゆる危険ドラッグ）を含むことを明確化します。	P.43、57、59、61、63

＜ご参考＞

改定箇所についてパンフレットに直接の記載はありませんが、以下の約款改定も実施します。

- すべてのユニットおよびオプション特約において、道路交通法の改正に伴い、「自動車」の定義から除いている「身体障害者用の車いす」を「身体障害者用の車」に変更し、「自動車」の定義を統一します。
- すべてのユニットおよびオプション特約において、「配偶者」および「親族」に属する配偶者に、「戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者」（いわゆる同性パートナー）を含むことを定義し、統一します。また、「親族」を「6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族」と定義し、統一します。ただし、休業ユニットおよびメディカル・マスター特約の一部の記載を除きます。
- 傷害ユニットなどにおいて、医師の指示によりギプス等を常時装着した時は実際に通院しない場合であっても通院したものとみなすという規定の、固定する器具および部位の規定を変更・明確化します。（自賠責保険の支払基準に合わせる改定です。）
- オプション特約において、事業所限定方式でご契約いただいた場合は、指定した事業所における業務などによって被る損害だけが補償対象になることを明確化します。
- リコール費用限定補償特約およびリコール費用補償特約において、「保険金をお支払いできない主な場合」に列挙している対象製造物について、それらの原材料、部品、容器もしくは包装として製造または加工された財物を含むことを明確化します。

2.（ご参考情報）損保ジャパンからのメール配信サービスの開始

2025年6月から、損保ジャパンおよびSOMPOグループの商品やサービス・最新情報のほか、お客さまの経営に役立つ情報などをお届けするメール配信サービスを開始しています。本サービスは、ビジネスマスター・プラスのご契約時にお申込みいただけます。以下のような情報をご案内する予定ですので、ぜひご検討ください。

＜ご案内する内容（例）＞

- ・お客さまの経営に役立つ情報
- ・ビジネスマスター・プラスの補償内容や付帯サービスに関する情報
- ・SOMPOグループのサービス（SOMPOリスクマネジメントなど）に関する情報
- ・事故防止に関する情報
- ・会員制の法人向けサービス「サクセスネット」（無料）の入会案内

など

3.（ご参考情報）サクセスネットのお申込み方法の変更

ご好評いただいています会員制の法人向けサービス「サクセスネット」につきまして、2025年6月からお申込み方法を以下のとおり変更しています。

＜変更前＞（本パンフレットP.68に記載）

ビジネスマスター・プラスの申込書にメールアドレスを記入することでお申込み完了。メールで送られてくる会員登録用URLから詳細情報登録。

＜変更後＞

上記2.のメール配信サービスから送られてくるメールの会員登録用URLからお申込みいただき、詳細情報も登録。（なお、サクセスネットのホームページからも引き続きお申込みいただけます。）